二七二　放送法施行規則第百七十条第一項の規定に基づく登録一般放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件　二九140　二七

二七三　放送法施行規則第二百十四条第一項第六号の規定に基づく総務大臣が別に告示する有線一般放送を定める件　二九140　二八

二七四　電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件　二九140　二八

二七五　コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件　二九140　二〇

二七六　電波法施行規則第四十三条の三第一項の規定に基づく基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を定める件　二九140　二〇

二七七　登録検査等事業者等規則第十五条第十一号の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であって総務大臣が別に告示する無線局を定める件　二九140　二〇

二七八　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件　二九140　二〇

二七九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件　二九140　二〇

二八〇　登録検査等事業者等規則第二十四条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件　二九140　二一

二八一　登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件　二九140　二七

二八二　基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件　二九140　二七

二八三　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件　二九140　二七

二八四　中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件　二九140　二七

二八五　超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件　二九140　二六

二八六　テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件　二九140　二六

二八七　テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件　二九140　二九

二八八　テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件　二九140　二九

二八九　多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件　二九140　二九

二九〇　擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件　二九140　二六

二九一　垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件　二九140　三〇一

二九二　標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件　二九140　三〇一

二九三　標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件　二九140　三〇一

二九四　フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件　二九140　三〇一

二九五　走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件　二九140　三〇三

二九六　標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件　二九140　三〇七

二九七　標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件　二九140　三六三

二九八　関連情報のうち総務大臣が別に告示する情報を定める件　二九140　三六七